

建築基準法第12条第1項および第3項の定期報告の報告時期と初回免除（大阪府内共通）

※例）検査済証交付年月日が令和4年10月3日（用途：学校）の場合、特定建築物調査の初回免除は令和7年度となります。

用途	検査済年度	検査済証交付期間	初回免除 の年度	1回目の 報告年度
学・館・博 事・集・映 事小・旅	H22～H24	H22年4月1日～H25年3月31日	H25年	H28年
	H25～H27	H25年4月1日～H28年3月31日	H28年	H31/R1
	H28～H30	H28年4月1日～H31年3月31日	H31/R1	R4年
	H31/R1～R3	H31年4月1日～R4年3月31日	R4年	R7年
	R4～R6	R4年4月1日～R7年3月31日	R7年	R10年
病・診・児 百・飲・遊 浴・遊個 寄・寄特	H23～H25	H23年4月1日～H26年3月31日	H26年	H29年
	H26～H28	H26年4月1日～H29年3月31日	H29年	R2年
	H29～31/R1	H29年4月1日～R2年3月31日	R2年	R5年
	R2～R4	R2年4月1日～R5年3月31日	R5年	R8年
	R5～R7	R5年4月1日～R8年3月31日	R8年	R11年
共特・共	H24～H26	H24年4月1日～H27年3月31日	H27年	H30年
	H27～H29	H27年4月1日～H30年3月31日	H30年	R3年
	H30～R2	H30年4月1日～R3年3月31日	R3年	R6年
	R3～R5	R3年4月1日～R6年3月31日	R6年	R9年
	R6～R8	R6年4月1日～R9年3月31日	R9年	R12年

建築設備	H31/R1	H31年4月1日～R2年3月31日	R2年	R3年
	R2	R2年4月1日～R3年3月31日	R3年	R4年
	R3	R3年4月1日～R4年3月31日	R4年	R5年
防火設備 (H29年度より開始)	R4	R4年4月1日～R5年3月31日	R5年	R6年
	R5	R5年4月1日～R6年3月31日	R6年	R7年
	R6	R6年4月1日～R7年3月31日	R7年	R8年
	R7	R7年4月1日～R8年3月31日	R8年	R9年

学	学校・学校施設の体育館	病	病院
館	ボーリング場・スケート場 水泳場・スポーツ練習場 体育館（学校体育館除く）	診	診療所 （患者の収容施設があるもの）
		児	児童福祉施設等 （要援護者の入所施設があるもの）
博	博物館・美術館・図書館	百	百貨店・マーケット 展示場・物販店
事	事務所その他これに類するもの	飲	飲食店
事小	小規模民間事務所等	遊	キャバレー・カフェー・バー・ナイトクラ ブ・ダンスホール・遊技場（個室ビデオ店等 を除く）・待合・料理店
集	公会堂・集会場		
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	浴	公衆浴場
旅	ホテル・旅館	遊個	個室ビデオ店等
共特	共同住宅（サ高住に限る）	寄	寄宿舎
共	共同住宅	寄特	寄宿舎（サ高住、認知症対応型グループ ホーム、障害者支援グループホームに限る）

西暦早見表			
1965	S40	1998	H10
1966	S41	1999	H11
1967	S42	2000	H12
1968	S43	2001	H13
1969	S44	2002	H14
1970	S45	2003	H15
1971	S46	2004	H16
1972	S47	2005	H17
1973	S48	2006	H18
1974	S49	2007	H19
1975	S50	2008	H20
1976	S51	2009	H21
1977	S52	2010	H22
1978	S53	2011	H23
1979	S54	2012	H24
1980	S55	2013	H25
1981	S56	2014	H26
1982	S57	2015	H27
1983	S58	2016	H28
1984	S59	2017	H29
1985	S60	2018	H30
1986	S61	2019	H31/R1
1987	S62	2020	R2
1988	S63	2021	R3
1989	S64/H1	2022	R4
1990	H2	2023	R5
1991	H3	2024	R6
1992	H4	2025	R7
1993	H5	2026	R8
1994	H6	2027	R9
1995	H7	2028	R10
1996	H8	2029	R11
1997	H9	2030	R12

※下記施行規則以外のもの（増築、用途変更等）は初回免除にならず、直近の対象年度より報告が必要

【初回免除について建築基準法】

建築：施行規則 第5条第1項

法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二 法第12条第1項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

設備、防火：施行規則 第6条第1項

法第12条第3項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね6月から1年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで）の間隔をおいて特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

一 法第12条第3項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証（当該指定があった日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合